

第7期亀山市障がい福祉計画

第3期亀山市障がい児福祉計画



令和6年3月
亀山市

目次

1. 第7期亀山市障がい福祉計画・第3期亀山市障がい児福祉計画の概要	1
2. 第7期亀山市障がい福祉計画における成果目標	2
3. 障がい福祉サービスの活動指標とその確保のための方策	9
4. 地域生活支援事業の目標とその確保のための方策	19
5. 第3期亀山市障がい児福祉計画における成果目標	24
6. 障がい児通所支援等の活動指標とその確保のための方策	25

1. 第7期亀山市障がい福祉計画・第3期亀山市障がい児福祉計画の概要

(1) 第7期亀山市障がい福祉計画及び第3期亀山市障がい児福祉計画の概要

- 「第7期亀山市障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として定めるもので、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標（成果目標）、必要なサービス量の見込み（活動指標）、サービスを確保するための方策について定めます。
- 「第3期亀山市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として定めるもので、児童福祉法の趣旨を踏まえ、障がいのある児童が身近な地域で支援を受けることができるよう、障がい児通所支援、障がい児相談支援の提供体制に係る目標（成果目標）、必要なサービス量の見込み（活動指標）、サービスを確保するための方策について定めます。
- これらの計画は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の指針」といいます。）に則して策定するものであり、かつ、市の最上位計画である第2次亀山市総合計画（後期基本計画）、及び第2次障がい者福祉計画（以下「障がい者福祉計画」といいます。）に位置付ける「障がい者の自立と社会参加の促進」の施策の方向に係る実施計画として位置付けています。

(2) 計画の期間等

年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第2次亀山市 総合計画	基本構想 平成29年度～令和7年度【9年間】										
	前期基本計画 平成29年度～令和3年度 【5年間】						後期基本計画 令和4年度～令和7年度 【4年間】				
第2次亀山市 障がい者福祉 計画				中間 見直し		平成30年度～令和8年度【9年間】					

亀山市障がい福祉計画・ 亀山市障がい児福祉計画		第5期・第1期 平成30年度～令和2年度 【3年間】	第6期・第2期 令和3年度～令和5年度 【3年間】	第7期・第3期 令和6年度～令和8年度 【3年間】
----------------------------	--	----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

これらの計画の計画期間は、国の定める基本指針に即して策定するものであり、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

2. 第7期亀山市障がい福祉計画における成果目標

地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする障がい福祉計画において、必要な障がい福祉サービスの提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる成果目標（以下「成果目標」という。）を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<p>【障がい者福祉計画 関連項目】 基本目標3 自立した生活のできる体制づくり (2) 自立生活のための環境づくり ①障がい福祉サービスの充実</p>
--

【国の指針】

- ①令和4年度末時点における施設入所者数の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行する。
- ②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

【成果目標】

障がいのある人の地域での自立生活を進める観点から、国の指針を踏まえ、令和4年度末において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人を見込んで、令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定します。

令和4年度末現在、福祉施設に入所している人は27人です。目標年度である令和8年度末までには移行率6%以上に相当する2人を地域生活移行者数（目標値①）として設定します。

また、令和4年度末における施設入所者数（27人）の5%以上に相当する2人を施設入所者の削減見込（目標値②）として設定します。

項目	数値	説明
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	27人	令和8年度末時点の数値を算定するための基礎となる数値
令和8年度施設入所者数 (B)	25人	(A) から地域移行者数を控除した数
【目標値①】 地域生活移行者数	2人	(A) の6%に相当する数値(小数点以下を切り上げ)
【目標値②】 施設入所者の削減見込 (A) - (B)	2人	(A) の5%に相当する数値(小数点以下を切り上げ)

◆目的を達成するための方策

- ①現在施設入所者の中で地域移行できそうな方を対象に本人の意向を把握した上で、施設職員、計画相談支援員等と連携し、地域移行できるよう支援を行います。
- ②施設入所者の地域移行を推進するため、地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域移行支援サービス等の利用促進を図るとともに、県等と連携しながら居住場所を確保していきます。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【障がい者福祉計画 関連項目】
基本目標2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり
(1) 包括的相談支援体制の構築 ③精神障がいにも対応した地域包括ケア

【国の指針】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着を可能とする。

【成果目標】

保健・医療・福祉関係者による協議の場を継続して、課題等を検討することで連携体制を強化し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

項目	数値	市の考え方
【目標値】 令和8年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場の継続	継続	鈴鹿・亀山圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場を継続します。

◆目的を達成するための方策

引き続き、鈴鹿・亀山圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて顔の見える関係を構築し、事例検討を通して地域の課題を共有します。

(3)地域生活支援の充実

【障がい者福祉計画 関連項目】
基本目標2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり
(1) 包括的相談支援体制の構築 ③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の指針】

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討することを基本とする。

【成果目標】

地域生活支援拠点については、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」としてこれまで検討してきましたが、未整備であるため、引き続き、各機関の

役割を整理しながら、地域生活支援拠点の整備を進めます。整備後はその機能を確保しつつ、亀山市地域自立支援協議会において年1回以上運用状況を検証

項目	数値	説明
【目標値】 令和8年度末の地域生活支援拠点の状況	整備	障がい者の高齢化や障がいの重度化に伴う「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点の機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備します。

◆目的を達成するための方策

- ①「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場」を実施できる短期入所等の事業所と連携し、機能の確保を図ります。
- ②「相談」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」については、基幹相談支援センターがコーディネートを担い、これらの機能を担うことができる事業所の協力を得ながら体制を整備します。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

<p>【障がい者福祉計画 関連項目】 基本目標2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり (1) 包括的相談支援体制の構築 ③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>

①福祉施設から一般就労への移行者数

【国の指針】

- ①令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- ②就労移行支援事業については令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上、就労継続支援業A型については1.29倍以上、就労継続支援B型については1.28倍以上とする。

【成果目標】

国の指針を踏まえ、次のとおり設定します。

令和3年度に就労移行支援事業所から一般就労した人は1人であるため、1.31倍に相当する2人を目標値①として設定します。

令和3年度に就労継続支援A型から一般就労へ移行した人は0人であったため令和4年度の移行者数1人を採用し、1.29倍に相当する2人を目標値②として設定します。

また、令和3年度に就労継続支援B型から一般就労へ移行した人は3人であるため1.28倍に相当する4人を目標値③として設定します。

目標値①②③を合計した目標値④は、8人となります。

項目	数値	説明
就労移行支援 令和3年度の年間一般就労への移行実績者数(A)	1人	令和8年度の数値を算定するための基礎となる数値

事業	【目標値①】 令和 8 年度の一般就労移行者数	2 人	(A) の 1.31 倍に相当する数値(小数点以下を切り上げ)
就 労 継 続 支 援	令和 3 年度の年間一般就労 への移行実績者数 (B) ※R3 は 0 人のため R4 を採用	1 人	令和 8 年度の数値を算定するための基礎となる数値
	A 型事業	【目標値②】 令和 8 年度の一般就労移行者数	2 人
就 労 継 続 支 援	令和 3 年度の年間一般就労 への移行実績者数 (C)	3 人	令和 8 年度の数値を算定するための基礎となる数値
	B 型事業	【目標値③】 令和 8 年度の一般就労移行者数	4 人
令和 3 年度の一般就労移行者数 (D)		5 人	令和 3 年度において福祉施設を退所し一般就労した数… (A) + (B) + (C)
【目標値④】 【目標値①+②+③】 令和 8 年度の一般就労移行者数		8 人	目標値①と②と③の合計値。(D) と比較して 1.5 倍(小数点以下を切り上げ)

②就労移行支援事業所の数

【国の指針】

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援終了者に占める一般就労への移行者の割合が 5 割以上の事業所が就労移行支援事業所全体の 5 割以上とする。

【成果目標】

市内には就労移行支援事業所がないため、利用者は市外の事業所を利用している状況です。働きかけを通じて令和 8 年度において開設される事業所を 1 と設定します。

項 目	数 値	説 明
令和 8 年度における就労移行支援事業所の全体数 (A)	1 か所	令和 8 年度の数値を算定するための基礎となる数値
令和 8 年度における就労移行支援終了者に占める一般就労への移行者の割合が 5 割以上の事業所数 (B)	1 か所	令和 8 年度の数値を算定するための基礎となる数値
【目標値】 就労移行支援終了者のうち一般就労移行者の割合が 5 割以上の事業所が就労移行支援事業所全体の 5 割以上	1 か所	(A) における (B) の割合が、国の成果目標である 5 割以上を達成する事業所数

③就労定着支援事業の利用者数

【国の指針】

令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。

【成果目標】

国の指針を踏まえ、令和 3 年度における就労定着支援事業の利用者数は 0 人であったため、令和 4 年度の利用者数である 4 人を採用し、1.41 倍である 6 人を目標値とします。

項 目	数 値	説 明
令和 4 年度の就労定着支援事業の利用者数 (A)	4 人	令和 8 年度の数値を算定するための基礎となる数値
【目標値】 令和 8 年度の就労定着支援事業の利用者数	6 人	(A) の 1.41 倍に相当する数値 (小数点以下を切り上げ)

④就労定着支援事業所の就労定着率

【国の指針】

就労定着支援事業所のうち就労定着率（※）が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とする。

※就労定着率：過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

【成果目標】

市内には就労定着支援事業所がないため、利用者は市外の事業所を利用している状況です。国の指針を踏まえ、令和8年度において就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数を1と設定し、事業所の新規開設等を働きかけていくこととします。

項 目	数 値	説 明
令和 8 年度における就労定着支援事業所の全体数 (A)	1 か所	令和 8 年度の数値を算定するための基礎となる数値
令和 8 年度における就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の数 (B)	1 か所	令和 8 年度の数値を算定するための基礎となる数値
【目標値】 就労定着率が7割以上の事業所数が全体の2割5分以上	1 か所	(A) における (B) の割合が、国の成果目標である2割5分以上を達成する事業所数

◆目的を達成するための方策

- ①福祉施設から一般就労への移行や、一般就労移行者への継続的な就労支援のため、ハローワークや鈴鹿・亀山障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、「就労継続支援A型事業所」「就労継続支援B型事業所」「就労移行支援事業所」の利用者のうち、一般就労を目指すことができる方に一般就労後を見据えた「働き続ける力」をつける訓練を行います。また、計画相談支援事業所等と連携して、一般就労につながる取り組みを促します。
- ②一般就労移行者に就労定着支援事業の利用案内を周知しながら利用を促進します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【障がい者福祉計画 関連項目】

基本目標2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり

(1) 包括的相談支援体制の構築 ③コーディネート機能を備えた相談支援体制の充実

①地域の相談支援体制の充実・強化等

【国の指針】

令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

【成果目標】

地域の相談支援体制の充実・強化するため令和8年度までに総合的・専門的な相談支援の実施体制及び地域の相談支援の強化の実施体制を確保します。

項目	目標	説明
【目標】 総合的・専門的な相談支援の実施体制の確保	実施	基幹相談支援センターにおける相談支援機能の強化を図る。
【目標】 地域の相談支援強化の実施体制の確保	実施	基幹相談支援センターと地域の相談支援機関との連携・協力体制を構築する。

◆目的を達成するための方策

これまで市では、地域で生活する障がい者等を支えるため「計画相談支援」「障がい者相談支援事業」「基幹相談支援センター」による重層的な相談支援体制の構築に取り組んできました。引き続き、各主体の役割を整理するとともに、基幹相談支援センターについては、相談支援機能の強化・充実を図るとともに、地域の相談支援機関との連携・協力体制の構築を目指します。

②地域自立支援協議会の機能強化【新設】

【国の指針】

地域づくりに向けた地域自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【成果目標】

地域自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、地域の障がい福祉サービス基盤の開発・改善等に係る取組を行う体制を構築します。

項 目	目 標	説 明
【目標】 地域自立支援協議会の機能強化	実施	地域自立支援協議会において、地域の障がい福祉サービス基盤の開発・改善等に係る取組を行うための体制を構築する。

(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の指針】

令和8年度末までに各市において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。

【成果目標】

- ①職員は、初任者研修や権利擁護・虐待防止に関する研修への積極的な参加を図るとともに、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者・児及びその家族等に必要な障がい福祉サービス等が適正に提供できているか検証を行います。
- ②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析結果を活用し、請求の過誤を無くすための取組を行い、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

項 目	目 標	説 明
【目標】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、障がい福祉サービス等に係る各種研修に積極的に参加するとともにサービスの利用状況を把握し、障がい者・児及びその家族等に必要な障がい福祉サービス等が適正に提供できているか検証を行います。 ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析結果を活用し、請求の過誤を無くすための取組を行います。

3. 障がい福祉サービスの活動指標とその確保のための方策

成果目標の達成に向けて、各サービスの必要な量の見込みである活動指標及びその確保のための方策を定めます。活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。（単位の考え方は、障がい児通所支援等においても同じです。）

- ・ 時間/月…各年度のサービス提供時間の月間平均（各年度の実績又は見込値を12で割った数値）
 - ・ 人/月…各年度の利用人数の月間平均（各年度の実績又は見込値を12で割った数値）
 - ・ 人/日…「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量
- ※各サービスの表中の令和5年度の値は見込みです。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅での入浴・排せつ、食事の介護の身体介護や調理・洗濯・掃除等の家事援助、通院等介助を行うサービスです。令和3年度から令和5年度までの利用者数等を踏まえ、見込値を設定しています。

項 目	第6期計画・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
給付時間（時間/月）	790 722	820 739	850 825	780	860	950
利用者数（人/月）	60 78	62 80	64 66	75	80	85

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする人に居宅において入浴、排せつ及び食事の介護や調理・洗濯及び掃除等の家事援助を行うサービスです。また、外出時における移動中の介護も行います。今後在宅での生活を望まれる重度障がい者の方の数を一定見込んでいます。

項 目	第6期計画・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
給付時間（時間/月）	600 350	600 338	850 1,120	1,120	1,440	1,440
利用者数（人/月）	2 1	2 1	3 3	3	4	4

③同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護を行うサービスです。今後の利用増加を見込み設定しています。

項目	第6期計画・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
給付時間（時間／月）	80 58	80 74	80 79	90	90	90
利用者数（人／月）	5 7	5 6	5 6	7	7	7

④行動援護

知的・精神障がいのために行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人が行動する際の危険回避や外出時の移動の介護を行うサービスです。現在の利用者が継続して利用することを見込み設定しています。

項目	第6期計画・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
給付時間（時間／月）	1 0.25	1 0.29	1 0.16	1	1	1
利用者数（人／月）	1 0.25	1 0.25	1 0.25	1	1	1

◆サービスの確保するための方策

居宅介護の事業所は、令和5年度には7か所（※）になり、サービスを提供する環境が整いつつあります。障がいのある人とその家族が安心して暮らせるように福祉サービスを継続して実施するとともに、さらなる充実等に取り組みます。

また、引き続き福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者が地域生活へ移行するためにも、訪問系サービスの提供体制を整える必要があることから、新規参入を検討する事業所をはじめ既存の事業所に対し、夜間や早朝にも対応できる事業所の確保やホームヘルパー等の人材確保に向け働きかけていきます。

(2)日中活動系サービス

①生活介護

常時介護を必要とする障がい者に、主として昼間に入浴、排せつ及び食事の介護を行うとともに創作的活動や生産活動の機会を提供するサービスです。令和3年度から令和5年度までの利用者数を踏まえ、平均的な増加率を勘案し、見込値を設定しています。

項 目	第 6 期計画 ・ 見込値 ・ 実績値			第 7 期計画 ・ 見込値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
給付日数（人日／月）	1,900 1,943	1,960 1,918	2,020 2,042	2,130	2,140	2,260
利用者数（人／月）	100 95	103 114	106 109	114	118	121

②自立訓練

【機能訓練】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。令和5年度時点の利用者数から1名の増加を見込み、設定しています。

項 目	第 6 期計画 ・ 見込値 ・ 実績値			第 7 期計画 ・ 見込値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
給付日数（人日／月）	20 23	9 12	6 29	30	30	40
利用者数（人／月）	1 1	0.9 3	0.6 2	2	2	3

【生活訓練（宿泊型自立訓練含む）】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行い、併せてサービス提供機関との連絡調整等の支援を行うサービスです。令和5年度時点の利用者から1名の増加を見込み、設定しています。

項 目	第 6 期計画 ・ 見込値 ・ 実績値			第 7 期計画 ・ 見込値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
給付日数（人日／月）	23 23	23 44	23 7	15	25	25
利用者数（人／月）	1 1	1 3	1 1	1	2	2

③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。現在の利用者が継続して利用することを見込み、設定しています。

項 目	第 6 期計画 ・ 見込値 ・ 実績値			第 7 期計画 ・ 見込値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
給付日数（人日／月）	270 205	290 138	310 110	100	100	100
利用者数（人／月）	15	16	17	6	6	6

	18	17	6			
--	----	----	---	--	--	--

④就労継続支援

【A型：雇用型】

一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供するものです。令和3年度から令和5年度までの利用者数を踏まえ、平均的な増加率を勘案し、見込値を設定しています。

項目	第6期計画・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
給付日数（人日／月）	740 811	740 982	740 1,067	1,070	1,080	1,190
利用者数（人／月）	36 46	36 63	36 61	62	65	70

【B型：非雇用型】

一般企業等での就労が困難な障がい者や、一定の年齢に達している障がい者に一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。雇用契約は結びません。令和3年度から令和5年度までの利用者数と利用日数の増加傾向を踏まえ、見込値を設定しています。

項目	第6期計画・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
給付日数（人日／月）	1,890 2,018	1,980 2,120	2,070 2,310	2,320	2,370	2,400
利用者数（人／月）	105 122	110 146	115 137	145	150	160

⑤就労定着支援

一般就労へ移行した障がい者に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスです。成果目標である令和8年度の就労定着支援の利用者数である6人を見込値としています。

項目	第6期計画・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数（人／月）	4 0	5 4	9 3	3	5	6

⑥就労選択支援【新規】

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。今後の事業所開設と利用者を見込み、設定することとします。

項 目	第 6 期計画 ・ 見込値 ・ 実績値			第 7 期計画 ・ 見込値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数（人／月）					1	1

⑦療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の援助を行うサービスです。令和 5 年度のまで間に利用者が減少しましたが、今後の増加を見込み設定しています。

項 目	第 6 期計画 ・ 見込値 ・ 実績値			第 7 期計画 ・ 見込値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数（人／月）	10 10	10 9	10 6	5	6	7

⑧短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合等に、障がい者等に短期間、夜間も含め施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。令和 5 年度時点の利用者数から一定の増加を見込み、設定しています。

【福祉型】

項 目	第 6 期計画 ・ 見込値 ・ 実績値			第 7 期計画 ・ 見込値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
給付日数（人日／月）	250 246	265 214	280 168	170	195	235
利用者数（人／月）	30 37	32 36	34 24	25	30	35

【医療型】

項 目	第 6 期計画 ・ 見込値 ・ 実績値			第 7 期計画 ・ 見込値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
給付日数（人日／月）	10 11	10 4	10 5	7	8	8

利用者数（人／月）	1 3	1 2	1 3	3	4	4
-----------	--------	--------	--------	---	---	---

◆ サービスを確保するための方策

「短期入所（福祉型）」についてはレスパイトとしての需要がありますが、市内には定員1名の施設が1か所しかありません。介護者等の病気等による不在や、障がい者の親亡き後を見据え、緊急時の受入れ等に対応できるよう、新規事業所の開設や既存事業所への事業拡大を働きかけていきます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を提供するサービスです。令和5年度現在利用者はいませんが、今後一定の利用があることを見込み、見込値を設定しています。

項 目	第6期計画 ・ 見込値 ・ 実績値			第7期計画 ・ 見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数（人／月）	1 1	1 0	1 0	1	1	1

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日などに、共同生活を営む住居で、相談や必要に応じて入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行うサービスです。令和3年度から令和5年度までの平均的な増加率を勘案するとともに、施設入所から地域移行の際にグループホームを利用する場合も想定し、見込値を設定しています。

項 目	第6期計画 ・ 見込値 ・ 実績値			第7期計画 ・ 見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数（人／月）	38 40	40 48	42 49	52	55	60

③ 施設入所支援

施設に入所している障がい者に、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。福祉施設からの地域移行における成果目標である令和8年度時点での施設入所者の削減数（2人減）としています。

項 目	第6期計画 ・ 見込値 ・ 実績値			第7期計画 ・ 見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度

利用者数（人／月）	29 34	29 35	31 35	34	34	33
-----------	----------	----------	----------	----	----	----

④地域生活支援拠点の機能の確保

障がい者の高齢化、障がいの重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点の機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の整備を進めます。整備後は、地域自立支援協議会において年1回運用状況を検証します。

項 目	第6期計画 ・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
整備・検証（回/年）	1 0	1 0	1 0	1	1	1

◆サービスを確保するための方策

障がい者の高齢化、障がいの重度化や「親亡き後」の備え、施設等からの地域移行を進めるため、地域生活支援拠点の機能の確保を目指します。

また、重度障がいのある人が地域で生活し続けられるよう、重度障がい者への対応が可能なグループホームの開設を促進していきます。

(4)相談支援

①計画相談支援

障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がい者等を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画（案）の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行うサービスです。さらに一定期間ごとに支援内容が適切か

項 目	第6期計画 ・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 8年度
利用者数（人／月）	60 60	65 79	利用者数 （人／ 月）	60 60	65 79	利用者 数（人 ／月）

どうかサービス等の利用状況を確認し計画の見直し（モニタリング）を行います。令和3年度から令和5年度までの利用の増加を踏まえ、見込値を設定しています。

②地域移行支援

施設入所者及び精神科病院の入院患者、矯正施設等の入所者を対象に、住居の確保

やその他地域における生活に移行するための支援を行うサービスです。令和5年度現在利用者はいませんが、今後利用が発生することを見込み、設定しています。

項 目	第6期計画 ・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数（人／月）	1 0	1 0	1 0	1	1	1

③地域定着支援

一人暮らしの方等を対象に、常時連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対応するサービスです。令和5年度現在利用者はいませんが、今後利用があることを見込み、設定しています。

項 目	第6期計画 ・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数（人／月）	1 0	1 0	1 0	1	1	1

◆サービスを確保するための方策

- ①サービス等利用計画作成を促進するため、特定相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に取り組みます。
- ②基幹相談支援センターが実施する研修や事例検討会を通じて相談支援専門員のスキルアップを行い、相談支援体制の充実を図ります。
- ③障がい者が地域で安心して自立した生活を送るための切れ目のない支援を行うため、地域移行支援や地域定着支援のサービス周知に努めます。

(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の回数

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて、保健・医療・福祉関係者による協議を継続して、課題等を検討することで連携体制を強化し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築を進めます。引き続き、鈴鹿・亀山圏域における保健・医療・福祉関係者による協議を通じて顔の見える関係を構築し、事例検討を通して地域課題の共有を進めるため、年に3回の検討会を開催します。

項 目	第6期計画 ・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
協議会参加回数(回/年)	3	3	3	3	3	3

(6) 相談支援体制の充実・強化等

①地域の相談体制の強化

基幹相談支援センターについて、機能の強化を図るとともに、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援の強化を実施する体制を確保します。

「相談支援事業所担当者連絡会」を開催し、地域の相談支援事業所との情報交換や事例の支援内容の検証などを通じた顔の見える関係づくりに取り組み、地域の相談機関との連携強化や人材育成を図ります。

区分		第6期計画・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域の相談機関との連携強化の取組	相談支援事業所担当者連絡会の開催回数	12	12	12	12	12	12
		7	10	12			

②地域自立支援協議会の機能強化【新設】

地域自立支援協議会において、地域の障がい福祉サービス基盤の開発・改善等に係る取組を行うための体制を確保します。

具体的には、市の地域自立支援協議会の組織に、地域の相談支援事業所をはじめとする事業者で構成する連絡会を位置付けるとともに、地域課題やニーズが地域自立支援協議会の場に吸い上げられるような仕組みを整えます。

区分		第6期計画・実績値			第7期計画・見込値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討(回/年)				体制構築	1	1
	事例検討の参加者事業者・機関数(人/回)				0	4	4
	専門部会の実施回数		2	1	2	2	2

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

障がい福祉サービスが多様化する中で、障がい者障がい者・児及びその家族等に必要なサービス等が適正に提供できているか検証を行います。また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析を活用し、請求の過誤を無くし、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

県、国保連合会、システム委託会社などが主催する研修への市職員の積極的な参加を図ります。障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者・児及びその家族等に必要な障がい福祉サービス等が適正に提供できているか検証を行います。

項 目		第6期計画・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい福祉サービスに係る研修	市職員の参加人数	10 8	10 9	10 9	10	10	10

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による月1回の審査結果の分析結果を各事業所へ共有します。また、請求の過誤を無くするための取組を行い、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

項 目		第6期計画・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
事業所との審査結果の共有	実施回数	12 12	12 12	12 12	12	12	12

4. 地域生活支援事業の目標とその確保のための方策

《必須事業》

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいがある人に関する地域住民の理解を図るため、「ヒューマンフェスタ in 亀山」や「あいあい祭り」をはじめするイベント等において、障がいへの理解や障がいに起因する差別の解消や障がい者の虐待防止等について、より広く普及啓発できるよう取り組みます。

項 目	第 6 期計画・実績値			第 7 期計画・見込値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
理解促進・啓発事業の実施	実施	実施	実施	継続	継続	継続

(2) 相談支援事業

障がいがある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整や必要な援助を行います。

項 目	第 6 期計画・実績値			第 7 期計画・見込値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
基幹相談支援センター等 機能強化事業	検討	検討	検討	実施	実施	実施

◆ サービスを確保するための方策

基幹相談支援センターの地域における相談支援の中核的な役割を担う機関としての機能強化を図ります。

(3) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な精神障がい者・知的障がい者に対して、成年後見の申立てに要する費用や後見人等の報酬を助成します。

項 目		第 6 期計画・見込値 ・実績値			第 7 期計画・見込値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人)	0 0	0 2	1 2	3	3	3

◆ サービスを確保するための方策

市では、亀山市社会福祉協議会を成年後見制度に係る中核機関として成年後見サポート事業を実施しており、引き続き制度の周知を図るとともに、利用者数の増加への対応を図ります。

(4) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することにより、障がいがある人の権利擁護を図ります。

項 目		第6期計画・見込値			第7期計画・見込値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	実施	実施	実施	実施	実施

◆サービスを確保するための方策

市では、亀山市社会福祉協議会を法人後見の受任機関としており、成年後見に係る調整等のノウハウを蓄積していきます。また、新たに整備した法福連携ネットワーク協議会への参画の依頼や市の取組内容を周知し、成年後見制度の利用促進を図ります。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

項 目		第6期計画・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者派遣事業	実利用件数 (件)	10 2	11 22	12 13	15	18	20
要約筆記者派遣事業	実利用件数 (件)	2 0	2 0	3 1	2	2	3
手話通訳設置事業	配置人数	1 1	1 1	1 1	1	1	1

◆サービスを確保するための方策

- ①手話通訳者や要約筆記者の派遣については一般社団法人三重県聴覚障害者協会に委託し、意思疎通の支援を行っています。今後も手話通訳や要約筆記を必要とする方の利用を促進するため、他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。
- ②手話通訳設置事業については、週1回手話通訳者を総合保健福祉センターに配置しています。今後も窓口での手続等における意思疎通支援を図るとともに、手話通訳等に関する情報発信に取り組みます。
- ③障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の趣旨を踏まえ、障がい特性への配慮と個々のニーズに対応するため、ICT機器等の利活用を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がいのある人や知的障がいの人、精神障がいの人などに自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。令和5年度までの利用者数を踏まえ、平均的な増加率を勘案し、見込値を設定しています。

項 目	第6期計画 ・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	6 5	7 0	9 6	6	7	8
自立生活支援用具	7 7	9 6	11 7	8	10	12
在宅療養等支援用具	12 10	14 9	16 10	12	14	16
情報・意思疎通支援用具	7 6	9 9	11 8	9	12	15
排泄管理支援用具	1,080 1,097	1,100 1,059	1,150 1,100	1,150	1,170	1,200
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	4 0	4 0	5 2	2	3	3

◆サービスを確保するための方策

今後も給付対象者が増加し、日常生活用具のニーズの多様化が予想されるため、ニーズに対応した各種用具についての情報収集に努め、利用者等に対する十分な説明を行い適切な給付に努めます。

(7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。令和5年度の利用実績を基礎として、一定の増加を見込み、設定しています。

項 目	第6期計画 ・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
移動支援事業	実利用者数 (人)	34 62	38 70	42 21	29	30	31
	延べ利用時間数 (時間)	2,040 2,709	2,280 3,647	2,520 2,454	2,420	2,720	3,000

◆サービスを確保するための方策

障がいのある人等の多様な活動や社会参加、自己実現を支える重要なサービスとしてニーズが高く、今後も利用の増加が見込まれることから、必要な人にサービスが十

分提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

(8) 地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行い、障がいがある人の地域生活支援の促進を図ります。

項 目		第6期計画 ・見込値 ・実績値			第7期計画・実績値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施個所数 (か所)		1 0	1 1	1	1	1
実利用見込者数	実利用人数 (人)		10 0	10 10	10	10	10

◆サービスを確保するための方策

地域活動支援センター事業については、「創作的活動、生産活動の機会の提供等の支援を行う基礎的事業」として、本市の実情に応じた形態の検討を進めるとともに事業所の参入を促します。

《任意事業》

(1) 訪問入浴サービス

在宅の身体障がい者に訪問入浴車による家庭での入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、地域での生活を支援します。現在の利用者が一定継続して利用することを見込み、設定しています。

項 目		第6期計画 ・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴サービス	実利用者数 (人)	6 7	6 7	6 7	7	7	7

◆サービスを確保するための方策

今後も、継続的なサービスの利用が見込まれることから、サービスが十分に提供されるよう実施事業者の確保に努めます。

(2) 生活訓練等

視覚障がい者等を対象に、日常生活上必要な訓練、指導などを行います。令和5年度

項 目		第6期計画 ・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活訓練等	実利用者数 (人)	11 13	12 15	13 15	16	17	18

までの増加傾向を踏まえ、設定しています。

◆サービスを確保するための方策

視覚障害生活訓練員による生活訓練を行うことにより、視覚障がい者等の社会参加の促進を図ります。利用を促進するために、市への転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページ等を通じて制度の積極的な周知を行います。

(3) 日中一時支援

障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を推進するため、障がい者等の日中における活動の場を確保し、日中の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。令和3年度から令和5年度の実績の利用量の平均を見込み、設定しています。

項 目		第6期計画・見込値 ・実績値			第7期計画・見込値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援	実利用者数 (人)	160 161	170 143	180 132	150	150	150
	延べ利用日数 (日)	6,950 7,443	7,400 6,098	7,800 6,420	6,800	6,800	6,800

◆ サービスを確保するための方策

日中一時支援は、今後も利用の増加が見込まれることから、サービスが十分に提供されるよう、障がい者等の日中活動の場を確保し、ニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

(4) 地域移行のための安心生活支援

障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備します。

◆ サービスを確保するための方策

地域生活支援拠点等の整備に併せ、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室確保の事業化に向け検討を行います。

5. 第3期亀山市障がい児福祉計画における成果目標

令和8年度を目標年度とする障がい児福祉計画において、障がいのある児童に身近な地域で障がい児通所支援及び障がい児相談支援を提供するための体制確保にかかる目標として、次に掲げる成果目標を設定します。

障がい児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

- ①令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置する。
- ②各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【成果目標】

- ①市では、市単独で発達に配慮等を要する子どもとその家庭を対象に、子どもの発達の状態や特性に応じて、個別や集団の療育を行っています。また、保育所や幼稚園等と連携して巡回相談を行い、集団生活に適應するための専門的な支援を行っています。現在行っている各事業の充実を図りながら、新たに児童発達支援センターの設置を目指します。
- ②重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は現在市内にはありません。国の指針を踏まえ、令和8年度末までに1か所となるよう引き続き参入を促します。また重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は現在市内に1か所あり、令和5年度末の利用者は2名となっています。
- ③医療的ケア児支援のため、三重大学、三重病院、津市、鈴鹿市、伊賀市、名張市とともに、広圏域で保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場(にじいろネット)を設置しており、今後も他機関及び他市と連携協議しながら更なる支援体制の充実を図ります。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

項 目	数 値	説 明
【目標値】 令和8年度末における児童発達支援センターの設置数	1か所	市単独で行っている相談療育事業や保育所への訪問等支援の充実を図りながら、児童発達支援センターの設置及び支援体制の構築を目指します。
【目標値】 令和8年度末における保育所等訪問支援を利用できる体制	1か所	
【目標値】 令和8年度末における主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	1か所	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数
	1か所 (現状1か所)	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の維持・更なる充実	1 (広圏域) (現状1)	広圏域(津市・鈴鹿市・亀山市・名張市・伊賀市)で設置している協議の場(にじいろネット)を維持しつつ内容の更なる充実について他市及び他機関と連携を行っていきます。
【目標値】 医療的ケア児等コーディネーターの配置	1名	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

6. 障がい児通所支援等の活動指標とその確保のための方策

障がい児通所支援等は、発達支援の提供や放課後等の障がい児の居場所づくりなどを行うものです。成果目標の達成に向けて、障がい児通所支援等の必要な量の見込みである活動指標及びその確保のための方策を定めます。

① 児童発達支援

未就学の障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。現在、市内に3か所の事業所があり、サービスを利用している児童の人数等を踏まえ、見込値を設定しています。

項 目	第2期計画・見込値 ・実績値			第3期計画・見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
給付日数(人日/月)	270 261	297 230	315 200	200	220	230
利用者数(人/月)	30 37	33 47	35 30	30	33	36

② 放課後等デイサービス

就学している障がい児(6歳から18歳)に対して、授業の終了後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行うサービスです。現在、市内に8か所の事業所がありますが、利用者については、今後も増加傾向が続くと想定し、見込値を設定しています。

項 目	第 2 期計画 ・ 見込値 ・ 実績値			第 3 期計画 ・ 見込値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
給付日数（人日／月）	1,275 1,632	1,320 1,717	1,350 1,704	1,930	2,080	2,270
利用者数（人／月）	85 120	88 136	90 138	150	165	180

◆ サービスを確保するための方策

今後も「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の更なる需要が見込まれることから、支援を必要とする障がい児に適切な支給量のサービス提供ができるよう、サービスを担う事業所及び計画相談支援事業所と連携を図っていきます。

③ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等などに通う障がいや発達に遅れのある児童に対して、他の児童との集団生活に適応できるように支援を行うサービスです。市外事業所の利用状況と、市での機能確保を見込み設定しました。

項 目	第 2 期計画 ・ 見込値 ・ 実績値			第 3 期計画 ・ 見込値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
給付日数（人日／月）	0 2.25	0 6.6	5 2.4	4	5	6
利用者数（人／月）	0 4	0 8	1 5	4	5	6

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。現在の利用者が継続して利用することを見込み、設定しています。

項 目	第 2 期計画 ・ 見込値 ・ 実績値			第 6 期計画 ・ 見込値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
給付日数（人日／月）	3 1.75	3 2	3 1.7	2	2	2
利用者数（人／月）	2 1	2 1	2 1	1	1	1

⑤障害児相談支援

障がい児通所支援又は障がい福祉サービス等を利用する全ての障がい児を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画（案）の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。さらに一定期間ごとに支援内容が適切かどうかサービス等の利用状況を確認し計画の見直し（モニタリング）を行います。令和3年度から令和5年度までの利用の増加を踏まえ、見込値を設定しています。

項 目	第2期計画 ・ 見込値 ・ 実績値			第3期計画 ・ 見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数（人／月）	37 31	43 34	47 41	46	52	60

◆サービスを確保するための方策

サービス等利用計画作成を促進するため、障害児相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に取り組みます。

⑥医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う医療的ケア児等コーディネーターの配置を目指します。

項 目	第2期計画 ・ 見込値 ・ 実績値			第3期計画 ・ 見込値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
配置人数（人）	2 2	2 1	2 1	1	1	1

資料編【参考資料】

資料編【参考資料】**(1) 亀山市の人口**

人口：49,177人（令和6年3月31日現在）

(2) 亀山市における障がいのある人の状況**■身体障害者手帳所持者数（人）**

	総数	0～17歳	18歳以上	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい
1級	499	21	478	27	0	6	181	285
2級	258	14	244	31	30	4	182	11
3級	288	10	278	11	26	10	169	72
4級	456	2	454	6	35	10	270	135
5級	86	3	83	10	1	0	75	0
6級	115	0	115	4	67	0	44	0
計	1,702	50	1,652	101	182	26	1,030	534

令和6年3月31日現在

■療育手帳所持者数（人）

	総数	0～17歳	18歳以上
区分A	157	38	119
区分B	309	98	211
計	466	136	330

令和6年3月31日現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（人）

1級	18
2級	248
3級	160
計	426

令和6年3月31日現在

■精神障がい者の受給状況

通院医療公費負担受給者数（人）	677
-----------------	-----

令和6年3月31日現在

(3) 令和元年度障害福祉サービス実利用者数（人）

項目	利用者数	項目	利用者数
居宅介護	84	療養介護	7
重度訪問介護	3	短期入所	41
同行援護	7	共同生活援助	55
行動援護	1	施設入所支援	35
重度障害者等包括支援	0	計画相談支援	543
生活介護	114	地域移行支援	0
自立訓練（機能訓練）	2	地域定着支援	0
自立訓練（生活訓練）	2	児童発達支援	48
就労移行支援	14	医療型児童発達支援	0
就労継続支援（A型）	69	放課後等デイサービス	150
就労継続支援（B型）	154	保育所等訪問支援	6
就労定着支援	3	居宅訪問型児童発達支援	1

令和6年3月31日現在

(4) 障害福祉サービス指定事業所数（か所）

項目	亀山市域	近隣市域 (鈴鹿市)	計	項目	亀山市域	近隣市域 (鈴鹿市)	計
居宅介護	7	28	35	療養介護	0	2	2
重度訪問介護	6	21	27	短期入所	1	16	17
同行援護	2	4	6	共同生活援助	3	21	24
行動援護	1	3	4	施設入所支援	0	4	4
重度障害者等包括支援	0	0	0	計画相談支援	4	19	23
生活介護	4	20	24	地域移行支援	0	3	3
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	地域定着支援	0	3	3
自立訓練 (生活訓練)	0	0	0	児童発達支援	3	22	25
就労移行支援	0	3	3	医療型 児童発達支援	0	0	0
就労継続支援 (A型)	0	14	14	放課後等 デイサービス	9	43	52
就労継続支援 (B型)	6	49	53	保育所等 訪問支援	0	7	7
就労定着支援	0	1	1	居宅訪問型 児童発達支援	0	1	1

資料：三重県指定事業所一覧 令和6年3月31日現在

(5) その他の地域資源（令和元年度 亀山市契約事業所数）（か所）

項目	契約事業所数	項目	契約事業所数	項目	契約事業所数
日中一時	39	移動支援	17	訪問入浴	2

令和6年3月31日現在

(6)策定までの経過(亀山市地域自立支援協議会4回、計画策定ワーキンググループ会議3回)

年月日	会議名等	主な内容
令和4年 11月22日	令和4年度 第2回亀山市地域自立支援協議会	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定方法及びスケジュールについて
令和5年 7月11日	令和5年度 第1回亀山市地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実績について ■第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について ・計画に係る基本指針の内容について ・ワーキンググループの設置について
令和5年 8月29日	第1回 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 策定ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> ■第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に係る国の基本方針について ■第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(素案)について
令和5年 10月3日	第2回 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 策定ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> ■計画(素案)に対する前回意見への対応内容について ■第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(中間案)について
令和5年 10月31日	令和5年度 第2回亀山市地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(中間案)について ■ワーキンググループ意見の反映について
令和5年 12月5日	第3回 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 策定ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> ■第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(最終素案)について ・成果目標の設定の考え方について ・地域自立支援協議会の指摘事項について
令和6年 2月6日	令和5年度 第3回亀山市地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(最終案)について
令和6年3月	第7期亀山市障がい福祉計画及び第3期亀山市障がい児福祉計画 策定	

第7期亀山市障がい福祉計画・第3期亀山市障がい児福祉計画[令和6年3月]

亀山市 (健康福祉部 地域福祉課)

〒519-0164 三重県亀山市羽若町 545 番地

亀山市総合保健福祉センター「あいあい」内

☎:0595-84-3313 FAX:0595-82-8180

E-mail:shogaishashien@city.kameyama.mie.jp